

## ホームレス問題に係る施策の推進について

平成18年12月25日  
例規（生総・地総）第133号

ホームレスに係る問題（以下「ホームレス問題」という。）に対する諸対策については、大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（ホームレスの自立の支援等を行うため、大阪府において平成16年4月1日に策定された計画をいう。以下「実施計画」という。）に基づき、平成19年1月1日から次によることとしたので、その推進に努められたい。

### 1 ホームレス問題に対する警察活動の実施

ホームレス問題に対しては、関係機関及び地域住民と緊密に連携した上、地域住民の不安感の除去及びホームレスが関係する事件・事故の防止に係る活動を推進し、次に掲げる事項その他地域の安全を確保するための活動を実施していくものとする。

- (1) 地域住民等に不安又は危害を与える事案、ホームレスに対する不法事案等に対しては、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、警戒活動を強化して再発防止に努めること。
- (2) 保護を要すると認められるホームレスについては、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等に基づき、一時的に保護し、その都度関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進すること。

### 2 報告

警察署長は、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める様式によりその都度、生活安全全部長（生活安全総務課）あて報告すること。

- (1) ホームレス問題に係る地域住民等の不安感の除去及びホームレスが関係する事件・事故の防止に効果があったと認められる活動を実施した場合 不安感の除去及び事件・事故の防止活動実施結果報告書（別記様式第1号）
- (2) ホームレスが加害者又は被害者となった凶悪事件等の特異な事件・事故を認知した場合 特異事件・事故発生報告書（別記様式第2号）
- (3) 関係機関等と連携して、ホームレスの自立の支援に係る活動を実施した場合 自立支援活動実施結果報告書（別記様式第3号）